

別紙① 設立区域

区分	利 点	課 題
広域 (北名古屋市・ 豊山町・清須市)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が分散されるため、負担小 ・広域内に存在する関係機関との連携がとりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の問題 (利便性の低下) ・他市町との調整など事務負担大
清須市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町との調整が不要であるため設立が容易 ・市の実情に合った機能を備えることができ、市民にきめ細やかな対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担大

別紙② 運営方法

区分	利 点	課 題
直営	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所関係部署との連携がスムーズで、情報集約等の調整に係る時間短縮ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を担う経験豊富な専門職（社会福祉士等）がいない。 ・人事異動により、専門職としての技術の向上や地域との連携の継承が難しい。
委託	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（社会福祉士等）に委託することで継続的・安定的に事業を行うことができる。 ・担当者が相談できる経験豊富なスタッフが身近に複数人いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の検討（委託できる機関が限られる） ・委託契約方法の検討（入札、随契）

委託先の検討

委託先	利 点	課 題
NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・センター業務に特化した法人であるため、専門性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託できる NPO 法人がない。 (既存の NPO 法人は各々目的を持って設置されるため、新法人をつくる理由に乏しい。) ・センター設立の設備費用負担大
清須市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を活かしたノウハウを活用できる。 ・地域包括支援センター、障がい者サポートセンターの業務により、今後、制度を必要とする人の情報を集約しやすい。 ・社協の実施する日常生活自立支援事業から成年後見業務へスムーズに移行できる。 ・地域市民に密着した支援ができる。 ・社協内にセンターが設置可能なため、設備費用負担少 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉において、社会福祉協議会へ事業が集中するため、業務の負担増となる。

※日常生活自立支援事業は認知症、知的障害等で日常生活において判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの利用の手続きや代行、日常的な金銭管理を行う。

→判断能力がなくなると利用不可であるため、成年後見制度への移行が必要となる。